

平成27年8月19日

## ご案内

関係団体各位

熊本県弁護士会

会長 弁護士 馬場 啓

(公印省略)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会の高齢者・障がい者の権利擁護活動につきまして、日頃よりご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、当会では、同封のチラシのとおり、平成27年9月26日(土)午後1時から午後4時30分まで、熊本大学工学部百周年記念館多目的講義室において、「成年後見制度と意思決定支援～意思決定に困難を抱える人を支え合う社会を目指して～」というシンポジウムを開催いたします。

本シンポジウムは、現行の成年後見制度では本人の自己決定権が尊重されているとは言い難いのではないかという問題意識から、原則として行為能力を制限すること無しに本人の意志決定を支援するという諸外国の意思決定支援制度を学び、意思決定に困難を抱える方たちの意思決定支援の在り方を考えるシンポジウムです。

つきましては、同封のチラシを貴団体の掲示板や電話の傍など見やすい場所に掲示若しくは配置いただけますと幸甚です。

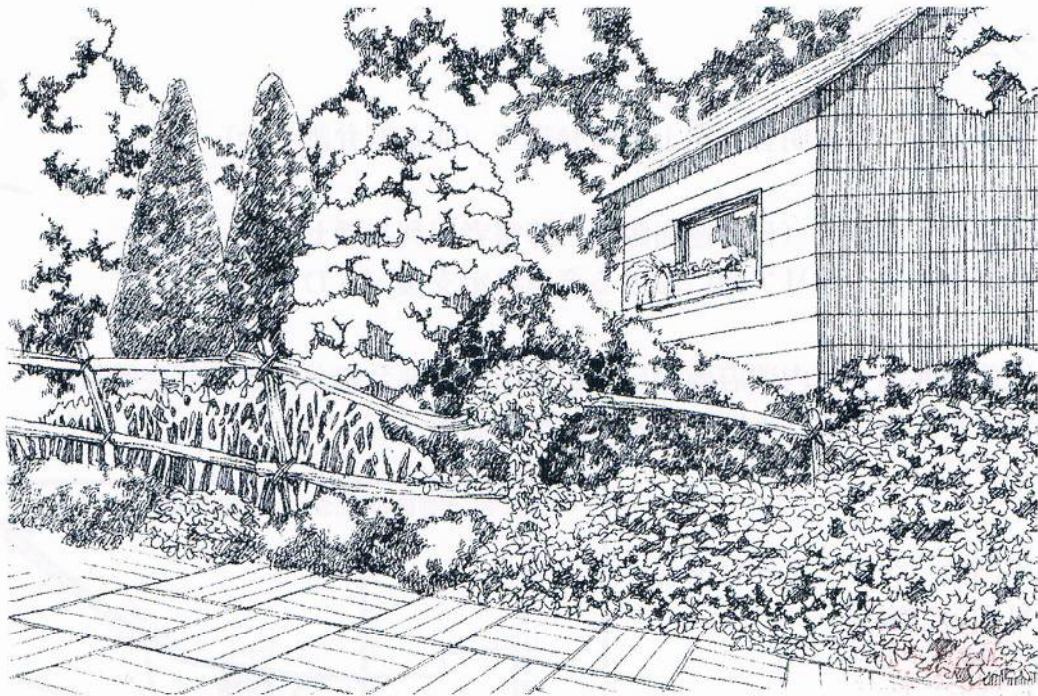
多くの方の参加をお待ちしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

敬白

# 第58回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

## 成年後見制度と意思決定支援

～意思決定に困難を抱える人を  
支え合う社会を目指して～



日時：平成27年9月26日（土）  
13時00分～16時30分  
（開場12時30分）



場所：熊本大学工学部百周年記念館多目的講義室  
（熊本市中央区黒髪2丁目39番1号  
熊本大学黒髪南地区キャンパス）

主催：熊本県弁護士会

共催：日本弁護士連合会・九州弁護士会連合会

後援：熊本県介護支援専門員協会・熊本県（予定）・熊本市（予定）

参加費  
無料

手話通訳及び  
要約筆記あり  
(予定)

事前申込  
不要

## 1 ごあんない

自分のことを自分で決め、自分らしい人生を歩いていくこと。それは、全ての人にとって、幸せに生きるために欠かせないものです。そのことは、判断能力が不十分とされた場合も変わるものではありません。

しかし、現在の成年後見制度においては、判断能力が不十分とされた成年被後見人本人を保護の客体とみなし、本人が決められることが必要以上に制限されています。

障害者権利条約12条2項では、法的にできること(法的能力)の平等性が定められており、意思決定可能な行為についてまで一律に制限する成年後見制度は、その条項に反しているのではないかと問題視されています。

諸外国では、人は誰もが、困難はあっても、必要な支援さえあれば、自ら意思決定をすることができるという認識のもと、原則として意思決定可能な行為を制限することのない「意思決定支援」の施策が採られています。

一緒に、既に実践されている外国の意思決定支援の在り方や、取り組みなどを学んでみませんか。

## 2 プログラム(予定)

### ◇開会挨拶

### ◇イントロダクション 説明者：田上裕輝弁護士(熊本県弁護士会)

### ◆講演1

講師：松隈知栄子弁護士(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

演題：サウスオーストラリア州における意思決定支援(SDM)について

### ◆講演2

講師：池原毅和弁護士(内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会委員)

演題：意思決定支援における問題点及び支援体制等(仮)

### ◆リレートーク

精神科医

介護支援専門員(ケアマネージャー)

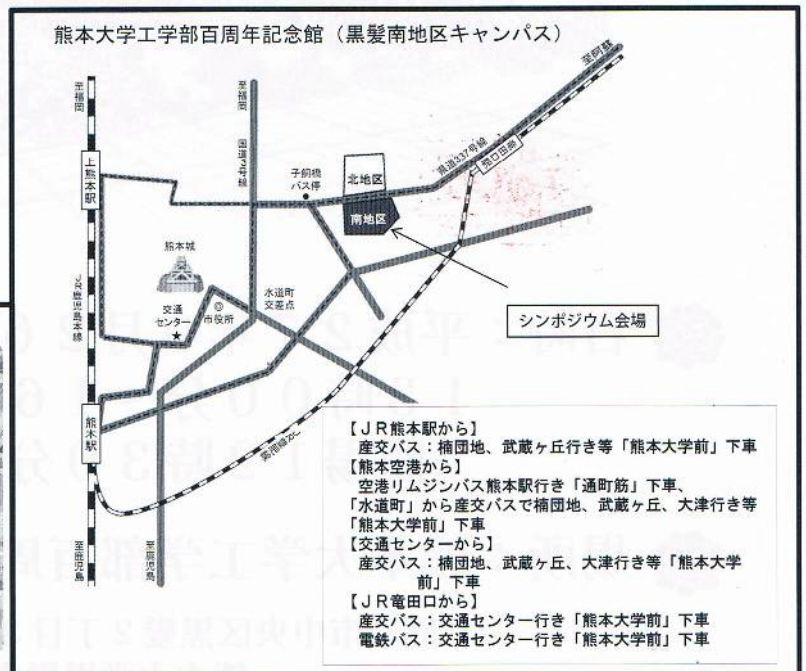
成年被後見人のご家族

### ◇質疑応答

### ◇閉会挨拶



### 【地図】



\* 熊本大学の駐車場は利用できませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

お体が不自由な方で駐車場を利用されたい方は事前にお申し込み下さい。

【問い合わせ先】熊本県弁護士会 〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13番11号

TEL: 096-325-0913 FAX: 096-325-0914